

障がい者活躍推進計画

令和2年3月

伊 奈 町

目次

第1	はじめに	1
第2	計画期間	2
第3	計画の公表及び職員への周知	2
第4	障がい者雇用に関する課題	2
第5	障がい者雇用に関する目標	3
第6	具体的な取り組み	3

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

第1 はじめに

令和2年4月に障害者雇用促進法が一部改正されることに伴い、障がい者の雇用を一層促進するため、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用するように努めなければならないことが明記され、厚生労働大臣が定める指針に即して、「障がい者活躍推進計画」を作成することとされました。

障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めるなど、雇用の質を確保するための取り組みを推進することが必要です。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでいきましょう。

令和2年3月

伊奈町長
伊奈町議会議長
伊奈町教育委員会

第2 計画期間

伊奈町では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第3 計画の公表及び職員への周知

計画に基づく取り組み状況などについて、ホームページへの掲載等により公表します。

また、計画の内容について、全ての職員が知り得るように、グループウェア等に掲載し、職員への周知を図ります。

第4 障がい者雇用に関する課題

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障がい者を雇用するように努めなければならない」とされ、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。令和元年6月1日現在、伊奈町では法定雇用障害者数を達成していますが、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、障がい者の雇用促進の取り組みを積極的に進めていく必要があります。

第5 障がい者雇用に関する目標

1 採用に関する目標

- 在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らないこととします。
- 障がい者に限定した募集を行わずとも、障がい者である応募者を念頭においた形での職員の募集を行います。

2 定着に関する目標

- 今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定です。

第6 具体的な取り組み

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。
- 職員研修等を行い、障害者差別解消法の内容を正しく理解し、障がいそのものへの理解を深めます。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がい者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討していきます。
- 定期的に面談等を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているか点検を行います。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障がい特性に配慮し、多目的トイレ、スロープ、エレベーター等の施設を整備します。

○人事評価の面接の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講じることとします。なお、措置を講じるにあたり、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

4 その他

○障がい者就労施設等から物品を購入するなど、障がい者の活躍の場の拡大を推進することとします。